

犯罪や交通事故の起きにくい社会づくりに関する協定書

一般社団法人宮崎県バス協会（以下「甲」という。）、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下「乙」という。）及び一般社団法人宮崎県タクシー協会（以下「丙」という。）並びに宮崎県警察本部（以下「丁」という。）は、犯罪や交通事故の起きにくい社会づくりを実現するため次とおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙及び丁の相互理解による高い信頼と協力関係に基づき、犯罪や交通事故の起きにくい社会づくりの実現を目指すことを目的とする。

（協定の内容）

第2条 甲、乙及び丙は、各協会会員たる事業所及びその従業員に対し、日常の業務を通じた次の取組について理解を得るよう努めるものとする。

- (1) 事件・事故を認めた場合には、直ちに警察等の関係機関に通報すること。
 - (2) 危険に遭遇し保護を求める者、事件・事故等の被害者又は傷病者を発見した場合には、これを積極的に保護すること。
 - (3) 前号に規定する事案に対し、丁から協力依頼があった場合は、ドライブレコーダーの情報を提供すること。
 - (4) 事業用車両へのドライブレコーダー設置を促進すること。
- 2 ドライブレコーダー情報の提供は、別紙運用要領に基づくものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲、乙及び丙は、この協定の運用に際して知り得た個人情報等を漏らしてはならない。

（支援等）

第4条 丁は、第2条に定める甲、乙及び丙の活動に資するため、犯罪や交通事故の起きにくい社会づくりに関する情報提供等を行うものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議の上、これを決定するものとする。

（効力等）

第6条 この協定の効力は、締結の日から起算して1年とし、甲、乙、丙及び丁のいずれからも異議の申出がない限り、自動更新されるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年10月16日

甲 一般社団法人宮崎県バス協会

会長

菊池支頼



乙 一般社団法人宮崎県トラック協会



草水正義

会長

丙 一般社団法人宮崎県タクシー協会

会長

江藤龍一



丁 宮崎県警察本部生活安全部長

警視正

深田周作

